

○農林水産省告示第四百五号

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百四十四条第四項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第三十二条第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第七十六条、第一百十四条、第二百十一条第二項及び第二百三十二条第二項の規定に基づき、令和元年十二月二十三日農林水産省告示第千六百九十九号（家畜共済に係る共済掛金標準率等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二十三日

農林水産大臣 野上浩太郎

別表一から別表四までの一部を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の令和元年十二月二十三日農林水産省告示第千六百九十九号の規定は、令和三年

四月一日以後に共済掛金期間が開始する家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始する家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。